

簡易型アルコール検知器を運転可否の判断に使わないで

Q：新聞に、運転できるかどうかの判断にアルコール検知器を使わないよう注意を呼びかける記事がありましたか、なぜ使用してはいけないのですか。

A：国民生活センターが簡易型アルコール検知器の性能を調べたところ、製品によって測定結果がばらつくなどの問題がみられました。こうした検知器は正常に測定できているかを使用者本人が判断するのは難しいこと、およびバスやタクシーなど交通機関の運送事業者が、車の運転ができるかどうかの判断に使用していたことから、安易に結果を信用せず、使用には十分に注意するよう呼びかけています。



アルコール検知器の例

(各社より販売されているアルコール検知器の例であり、問題となった機種というわけではありません)

人が吐く息を調べる安価な携帯型のアルコール検知器については、「購入したがうまく動作しない」という相談が相次いだことから、国民生活センターはインターネットの通販サイトや家電量販店で多く販売されている6つのメーカーの1万円以下の検知器について性能などを調べました。その結果、アルコールを含んだガスを吹き付ける実験では、同じ機種でも製品によって測定値が違ったり吹き付ける強さや位置によって結果が異なったりしたほか、何度も使用すると値が「0」を示したままになるなど、すべての製品で測定結果がばらつくなどの問題がみられました。

これらの製品のパッケージやインターネット上の広告には、すべて車の運転ができるかどうかの判断には使用しないよう書かれていましたが、多くの製品に運転の判断に使用できることをイメージさせるような表現があったということです。このため、国民生活センターは安価な携帯型のアルコール検知器を使う際は結果を安易に信用しないことや、車の運転ができるかどうかの判断には用いないよう、十分な注意を呼びかけています。

一方、国民生活センターはこうした検知器を販売する会社に対しても確実に正しい測定ができるよう製品の改善を行い、品質管理を徹底することなどを要望しました。こうした検知器は正常に測定できているかを使用者本人が判断するのは難しいことから取り扱いには注意が必要です。

アルコール検知器とは

吹きかけた息に、アルコールがどれほど含まれているかを測定する検知器は、主に事務所などに据え付けるタイプと、小さく持ち運びが可能な携帯型があります。

アルコール検知器を巡っては、バスやタクシーなど交通機関の運転士による飲酒運転が相次いだことから、国土交通省が省令を改正し、平成23年5月1日からすべての運送事業者に検知器の導入が義務づけられています。乗務の開始前や終了後に行う点呼の際には、運転士の顔色

や吐く息のにおい、応答の声の調子での確認に加え、アルコール検知器を使って酒気帯びの状態でないか確認することになっています。

この際、使用する検知器については「どのような製品でも構わない」とされていて、運送事業者の中には性能の問題が指摘された安価な携帯型の検知器を使っていたところもありました。

テスト結果

詳細は国民生活センターのホームページに掲載がありますのでご参照ください。

(1) 吹きかけ方による指示値の違い

- ・同じエタノール濃度でも吹きかける強さによって指示値が変わるものがありました(図1参照)。

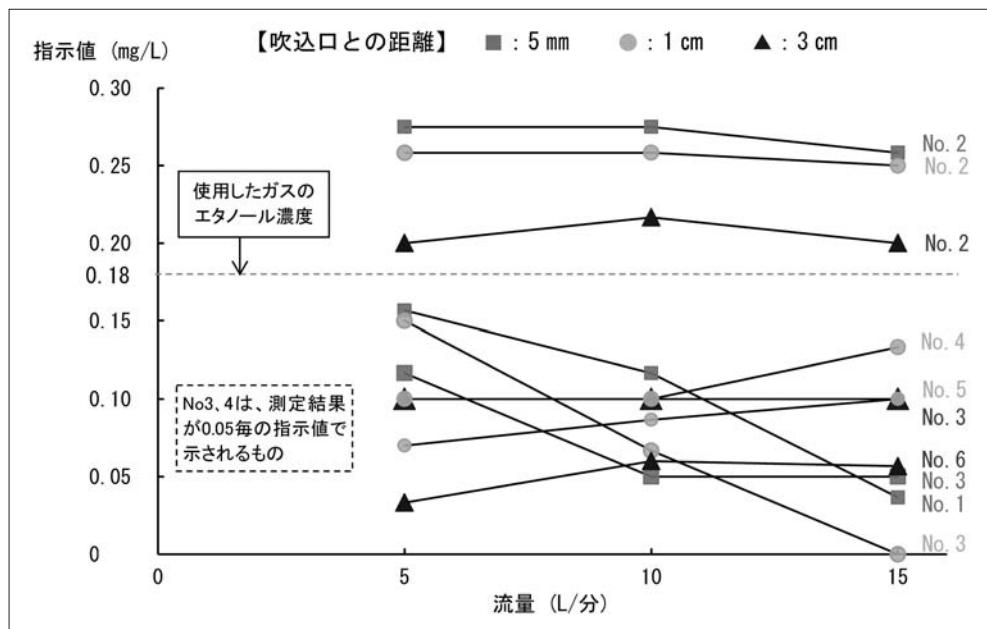


図1. エタノールガスの吹きかけ方による指示値の変動($n=3$ の平均)

※乾燥した空気にエタノールを添加した一定濃度の標準ガスを用いて測定

(2) 吹きかけるガスのエタノール濃度と指示値の関係

- ・濃度が高くなるにつれて指示値が高くなる傾向はみられたものの、銘柄によって検知できる範囲はまちまちでした。

(3) 使用回数を重ねた場合の指示値の変動

- ・同じ銘柄でも個体によって指示値に差がみられるものがありました。また、使用回数を重ねると指示値が大きく変動するものがありました。

(4) 表示

- ・全銘柄でパッケージ等には、運転の可否の判断に使用してはいけない、あるいは測定結果を利用して飲酒運転になった場合には責任を持たない旨が記載されていました。
- ・センサーの使用可能回数や劣化、交換等について記載がみられないものがありました。
- ・アルコール以外の物質や環境によって、正しく測定できない可能性があるとの記載がみられました。

(5) インターネット通販サイト等の広告

- ・製造販売者等が運営するサイトに、運転の可否を判断するためのものではない等の記載がみられないところがありました。

- ・運転の可否の判断に使用できることをイメージさせるような表現がみられました。

製造販売者等へのアンケート調査

今回の各銘柄の製造販売者等に対し、テスト対象銘柄である自社商品について想定している購買層、使用目的・用途等についてのアンケート調査を実施しました。

- ・テスト対象銘柄が飲酒後の運転の判断に使用できると回答した製造販売者等はありませんでした。
- ・使用可能回数や使用期限が定められていない銘柄がありました。
- ・修理やセンサー交換などに対応していない銘柄がありました。

使用経験者等へのアンケート調査

消費者がアルコールチェッカーに関し、どのような認識を持っているのか等を調べるため、アルコールチェッカーを使ったことがある全国の成人男女400名を対象にアンケート調査を実施しました。

- ・多くが5,000円未満のものを購入しており、約8割の人が10,000円未満のものを購入していました。
- ・運転の可否の判断に使用している人も約3割いました。

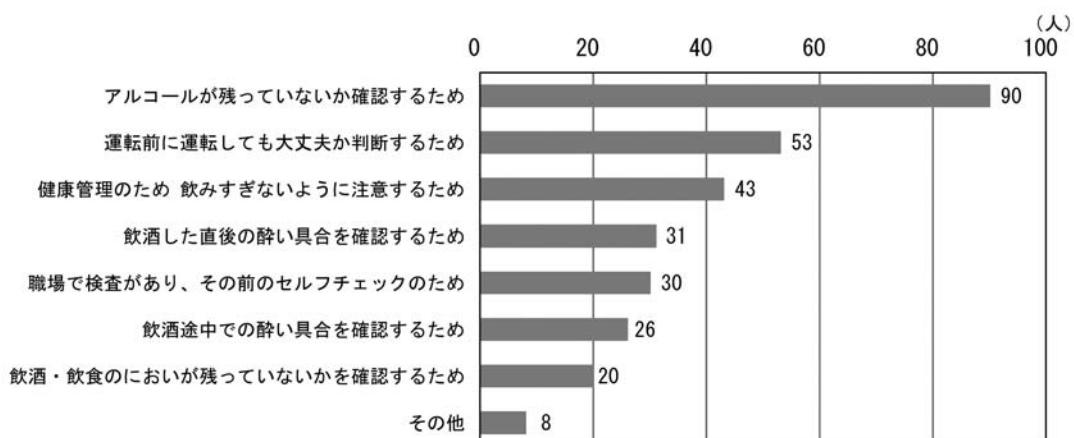


図2．目的・用途(n=200、複数回答)

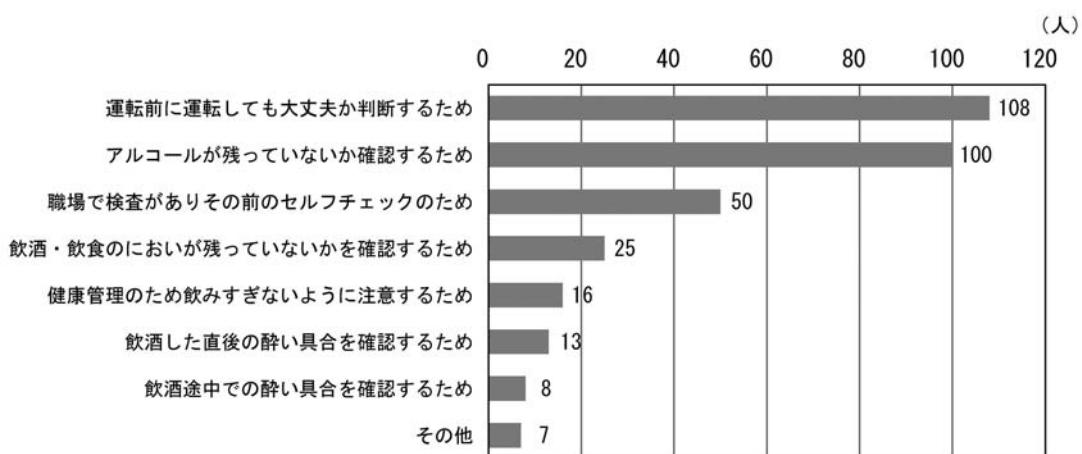


図3．使ってみて何のために使用できると感じたか(n=200、複数回答)

- ・同じアルコールチェッカーを長期間使用している人もみられました。
- ・正確に測定できていると認識している、目安にできると感じている人が合わせて8割以上いました。

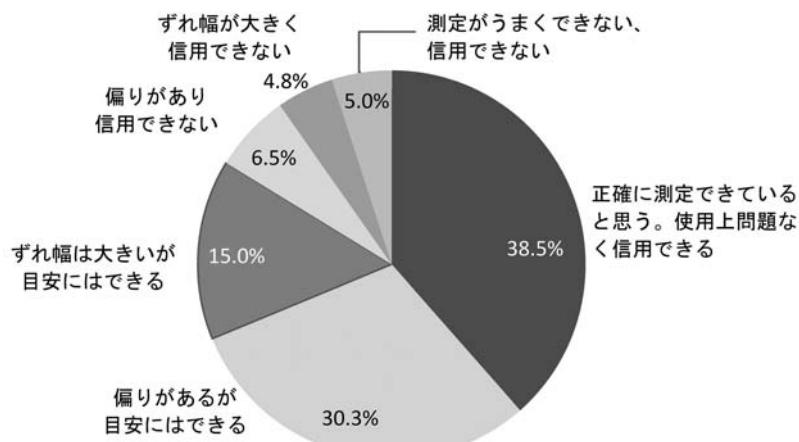


図4. 正確さについての認識(n=400)

※図表は全て参考資料1)より。

消費者へのアドバイス

- (1) 息を吹きかけて呼気中のアルコール濃度を調べるアルコールチェッカーの測定結果で運転の可否を判断することはやめましょう。
- (2) アルコールチェッカーは測定条件によって指示値が変わることがあります。指示値を容易に信用しないようにしましょう。
- (3) アルコールチェッカーのセンサーには寿命があります。見かけ上の動作に問題がなくとも、感度が変わっていたり、アルコールを検知しなくなっている場合もありますので注意しましょう。

【参考文献】

- 1) 独立行政法人国民生活センター
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20150219_1.html
- 2) 国土交通省 自動車総合安全情報
<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03alcohol/>